

令和2年 第2回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部審査〕開催状況

開催年月日 令和2年6月30日(火)  
 質問者 共産党 菊地 葉子 委員  
 答弁者 危機管理監、危機対策局長  
 原子力安全対策担当局長  
 危機対策課長、防災教育担当課長  
 原子力安全対策課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 地域防災について</b>  <b>(一) 避難対策について</b>                      地球規模の気候変動によって災害の激甚化が進みさらに新型コロナウイルス感染症が世界を覆っており、災害避難所での感染リスクの最小化をはかりながら国民の命を守り抜くことが政治と行政に求められています。さらに北海道には、厳寒期や広域停電への対応も求められます。感染症リスク下における避難所における感染症対策等も含め順次質問してまいります。</p> <p><b>1 指定避難所の指定等について</b>                      まず、市町村における避難対策の指定避難所の指定や避難所マニュアルの策定、避難勧告等の発令基準の策定、ハザードマップの策定状況について伺います。</p> <p><b>2 非常用発電機の整備状況等について</b>                      胆振東部地震の検証から大規模停電や厳冬期における災害への対策として地域防災計画が改定されたことと承知しています。胆振東部地震の際には非常用電源設備が整備されておらず、小樽市内でも開設できた避難所の数が非常に限られました。市町村における非常用発電機の整備および非常用発電機の燃料確保状況について伺います。</p> <p><b>3 非常用電源の増設について</b>                      この先さらに感染症の対策で避難所の増設も求められてきます。非常用電源についてもさらなる増設が必要になってきますが、どのように対応されるのか伺います。</p>	<p><b>(危機対策課長)</b>                      市町村における避難対策についてであります。昨年11月から12月にかけて道が行いました「市町村における防災対策に関する総点検」では、指定避難所の指定につきましては、179市町村すべてにおいて実施済みでありまして、避難所マニュアルについては、全道の52%にあたる93市町村で策定済みでございます。                      また、避難勧告の発令基準を策定済みの市町村の割合は、災害別に、土砂災害が89.2%、津波が97.4%、水害が83.9%、高潮が100%となっているところでございます。                      さらに、ハザードマップを作成済みの市町村の割合は、災害別に、土砂災害が85.2%、津波が93.4%、高潮が100%、洪水が82.2%、火山噴火が92.6%となっているところでございます。</p> <p><b>(危機対策課長)</b>                      市町村における非常用電源の整備などについてであります。昨年道が行いました「総点検」では、避難所用の非常用発電機を備蓄している市町村は全道の98.3%にあたる176市町村となっております。                      また、非常用電源用燃料を確保している市町村数は平成31年4月1日現在の「消防防災・震災対策現況調査」におきましては、38.5%にあたる69市町村となっているところであります。</p> <p><b>(危機対策課長)</b>                      非常用電源の確保についてであります。胆振東部地震で発生した道内全域の停電を踏まえ、道では、市町村長や市町村職員を対象といたしました会議や研修、道幹部が市町村長と直接面談する「地域防災ミーティング」などを通じまして、市町村に対し、非常用電源の整備や燃料の確保を促すとともに、非常用電源を整備する際の財源として緊急防災・減災事業債の活用についても助言してきてところでございます。                      また、感染症対策をはじめとする状況の変化に伴いまして非常用電源につきましても見直しが必要となる場合がありますことから、道といたしましては、引き続き、様々な機会を通じ、市町村に対し、非常用電源の必要数の不断の見直しや、それに見合った確保について呼びかけるとともに、国に対しては、緊急防災・減災事業債の恒久化や予算の確保など財政措置の充実について要請してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>4 感染リスク下における避難対策について</b>  5月の16日でしたか、九州地方を襲った大雨で、熊本県の美里町では「避難準備・高齢者等避難開始情報」の発令と避難を呼びかけたのですが、避難した町民がゼロだったと新聞で報道されました。  新型コロナの感染リスクを承知の上で避難所に行くという選択はこれまでの「空振りを恐れず避難する」こうした心構えの「壁」となり、心理的なハードルを大きく引き上げています。  災害による命の危険は迫っているが同時に感染への不安で避難所への避難をためらう現状をどのように捉えているのか見解を伺います。</p>	<p><b>(防災教育担当課長)</b>  避難対策についてであります。災害から身を守るためには、避難勧告などが発令された場合に、住民自らが正しい知識に基づき、迅速かつ的確に避難することが何より重要でありまして、道ではこれまでも市町村に対し、ハザードマップや避難計画の作成のほか、訓練や研修、学校での防災教育など住民の皆様の自助の意識を醸成する取組への支援を行ってきたところでございます。  感染症の拡大が懸念される状況におきましても、発災時、冷静に切迫する危険から身を守る適切な避難行動がとれるよう、平素から災害の種類や状況によっては家屋の2階への垂直避難や親戚宅等への避難を検討しておくことを促してまいります。  今後とも、住民に対する正しい知識の普及と併せ、住民が安心して避難できるよう、市町村が行う避難所の感染症対策の実施に支援を行ってまいります。</p>
<p><b>5 避難所の環境改善について</b>  我が会派はこれまで、海外で広く認知されている避難所の環境改善を示した「スフィア基準」を本道の避難所環境に準用させることなど避難所の環境改善について繰り返し求めてきました。政府の言う「新しい生活様式」に照らしても、これまでのすし詰め状態からの脱却は急務と考えるものですが、道の認識を伺います。</p>	<p><b>(危機対策局長)</b>  避難所の環境についてでございますが、道が先月改正しました「北海道版避難所マニュアル」におきまして、感染症がまん延している中での避難所の開設にあたりましては、これまでよりも可能な限り多くの避難所を準備するとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意し、人との間隔をできるだけ2メートル、最低1メートル空けることが望ましく、カーテンや段ボール等によるパーティションも有効であることを記載したところでございます。  ひとたび感染症が発生しますと、まん延の可能性が高い環境にある避難所におきましては、3密の回避のため、避難者同士のスペースの確保は極めて重要と認識しておりまして、避難所マニュアルの内容や様々な知見を取り入れるなどして、感染症拡大防止対策を徹底しながら、より良好な環境が確保されるよう、市町村と連携し、きめ細やかな避難所の運営支援に努めてまいります。</p>
<p><b>6 物資の分散備蓄について</b>  追加提案された補正予算案では、道が被災市町村向けの感染症対策物資、資材の備蓄に要する経費が計上されています。備蓄を本庁だけで行うと、遠方で災害が発生した場合、避難所へ届けるまでにタイムラグが生じます。  必要とされる資材を迅速に避難所に届けるためには、振興局ごとの保管体制が望ましいと考えるものですが、物資の分散備蓄について実施するお考えはあるか、伺います。</p>	<p><b>(防災教育担当課長)</b>  物資の備蓄についてであります。災害時に、個々の市町村での対応が困難な場合には、道が広域的な調整を行いまして、必要な物資を確実に避難所等に供給していくことも重要でございます。  このため、道といたしましては、避難所における感染症拡大を防止するため、マスクやアルコール消毒液、段ボールベッドなど感染症対策に必要な資材を一定程度、備蓄することとしておりますが、物資の保管場所につきましては、本道の広域性を踏まえまして、本庁のほか、各振興局や防災関係機関など、より効率的な運用が図られるよう地域の実情に応じて調整してまいりたいと考えております。</p>
<p><b>7 段ボールベッドの配備について</b>  段ボールベッドは、距離をとる上でも有効であり、飛沫飛散の抑制にもつながることが期待されています。感染対策を推進する上でも段ボールベッドの普及を急速に行うべきと考えますが、感染対策上の有効性についての認識と、どれだけの規模で配備しようとしているのか、伺います。</p>	<p><b>(防災教育担当課長)</b>  段ボールベッドについてであります。段ボールベッドは、床に直接マットを敷く場合に比べ、衛生面で優れておりますほか、避難者のプライバシーが守られ、心理的ストレスやエコノミークラス症候群などの二次的な健康被害を防止する上で、効果的であるとともに、人と人との間隔や、床からの高さを保つため、感染症対策にも有効であると認識しております。  こうしたことから、道では、引き続き、市町村に対し備蓄を促していくとともに、災害時に段ボール製品が速やかに調達できるよう、段ボール業界等と協定を締結しているところであります。道といたしましても、市町村の調達を補完できるよう一定規模の備蓄を検討しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>8 避難所に係る財源について</b>            避難所における感染対策、環境整備を行う上でも、必要な財源については市町村任せにするのではなく、裏付けとなる財源を確保することが必要だと考えます。            道としては段ボールベッドなど、感染対策上も効果のある資材を、地方創生臨時交付金等を活用して整備を促すべきではありませんか、伺います。</p>	<p><b>(防災教育担当課長)</b>            感染症対策のための資材の備蓄についてであります。感染対策上必要とされる資材につきましては、発災後速やかに避難所に配備されることが望ましいことから、道におきましては、先月改正した「北海道版避難所マニュアル」に感染症対策に必要な物資を例示し、市町村へ通知したほか、マニュアル改正の直後に、各市町村に対し、臨時交付金を活用した避難所用物資の備蓄を促したところでございます。            また、その後発出されました、避難所における感染症対策に要する経費に係る国からの通知に基づきまして、必要な物資や資材の備蓄が完了していない市町村においては、臨時交付金の活用も検討の上、備蓄を進めていただくよう、あらためて通知いたしまして、意識を喚起したところでございます。</p>
<p><b>9 避難所マニュアルの策定について</b>            冒頭伺いましたが、避難所マニュアルの策定状況は52%とのこと。感染症対策についての対応を今後迫られる市町村におけるマニュアルの策定が遅れている要因についての認識と、策定促進のために道としてどのように取り組むおつもりか伺います。</p>	<p><b>(危機管理監)</b>            避難所マニュアルの策定についてでございますが、昨年の調査の結果、避難所マニュアルを既に策定しておりましたのは93市町村であり、未策定の市町村におきましては、ハザードマップの作成等、住民の皆様にご周知が必要な取組を優先して行っているものと認識してございます。            このため、道では、これまで、市町村が実施する防災訓練や研修の場などを活用し、マニュアルの策定を促してきておりますほか、先月改正いたしました避難所マニュアルを市町村に通知しました際にも、地域の実情に合わせた内容の見直しを依頼したところでございます。            今後、道では、先日行った感染症対策を講じた避難所の運営手法に関する実地検証の結果につきまして、従前にはない手法として動画を活用し、わかりやすく市町村に情報提供することにより、感染症対策についての理解を深めますとともに、市町村長との地域防災ミーティングなどの機会を活用し、現下の情勢を踏まえ、これまで以上にマニュアルの必要性が高まっていることをお伝えし、その策定について促すなど、避難所の感染症対策における実効性の確保に向け取組を進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 地域防災について</b>  <b>(二) 新型コロナウイルス感染症に対応した原発事故対応等について</b>  続きまして、新型コロナウイルス感染症に対応した原発事故対応等について伺います。</p> <p><b>1 新型コロナ感染拡大のもとにおける緊急時対応について</b>  <b>2 原発立地県の動き等について</b>  道内における新型コロナウイルスの感染症の拡大からすでに数ヶ月経過しております。宮城県は6月22日にコロナ対策を追加した「女川地域の緊急時対応」の改正を行い、政府も了承しております。道においても、内閣府から「防護措置案」が届いています。改正は直ちに着手すべきではなかったかと思うのですが、遅れている原因について、また、原発立地県の動きも当然把握していると考えますが、どのように情報収集をしているのか伺います。</p> <p><b>【指摘】</b>  宮城県が6月22日にはコロナ対策を追加した緊急時対応の改正を行えたという経過を鑑みますと、北海道は全国に先駆けて緊急事態宣言が発せられた地域であり、新型コロナウイルス感染症対策の緊急時対応については、道の取組に主体性と緊急性が求められているということを指摘しておきます。</p> <p><b>3 換気を行わない避難先での感染拡大リスクと対策について</b>  内閣府は感染症流行下での原発事故避難に関する考え方として、自宅など屋内退避の際には原則換気を行わないこととしました。先の一般質問に知事は、「被爆と感染症の双方のリスク」があることを認めたくえで、「課題を分析・検討しながら双方のリスクを回避していく」と答えましたが、簡単なことではありません。避難先の施設で換気ができないとなれば、感染症の流行を避けられず、感染症患者が増加する一方となるのではないのでしょうか。ここをどう受け止め、対策をとるうえで、どのように考えていこうとしているのか、伺います。</p>	<p><b>(原子力安全対策課長)</b>  緊急時対応の見直しについてでございますが、緊急時対応につきましては、内閣府、関係省庁、道などをメンバーとする地域原子力防災協議会の審議など所要の手続きを経て、改正することとされておりました。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、緊急事態宣言が出された4月以降、国との間でテレビ会議などを通じて進められてきたこれまでの協議結果も踏まえて、改正に向けた準備作業を進めているところでございます。</p> <p>また、原発立地地域の動きについてでございますが、全国の原子力発電所の立地地域のうち、これまでに緊急時対応の改正が行われたのは、宮城県の女川地域のみでありまして、内閣府への照会や原発立地県との情報交換を通じて確認しましたところ、現在、女川以外の地域につきましては、泊地域と同様、地域原子力防災協議会開催に向けた前段の作業として、国や関係機関との協議の段階にあるものと聞いております。以上でございます。</p> <p><b>(原子力安全対策担当局長)</b>  原子力災害時の住民避難についてでございますが、内閣府が基本的な考え方として示した対応方針では、避難等に当たっては、避難車両内や避難先等における感染者の分離はもとより、避難等の散化による人と人との距離の確保など、三密を避けるほか、マスクの着用や手洗いといった手指衛生等の感染防止対策を徹底することとされております。</p> <p>また、屋内退避といった指示が出ている間は、原則換気を行わないとされているところでございます。</p> <p>道といたしましては、こうした対応方針を踏まえるとともに、最新の医学的知見や先例も参考にしながら、換気を行わない場合でも、車両内や避難先において分離する、感染者や疑似患者につきましましては、避難車両を分けるといった感染拡大のリスク軽減につながる措置を講ずることで、感染症流行下におきましても、円滑に安全な住民避難が実現できる態勢を整えてまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>4 避難バスの必要数見込みと確保等について</b></p> <p>円滑に安全な住民避難ができる体制を整えてまいるとおっしゃいますが、避難計画では、原発事故の避難の際バスによる避難が主体となっており、これまで、必要数の確保が難しいことは指摘してきましたが、ソーシャルディスタンスを確保した台数確保が不可欠となりますが、どのように確保するのか。同時に、感染疑いの住民、陽性確認された住民、それぞれに対応したバス台数をどう見込むのか、増加するバス台数を本当に確保できるのか。伺います。</p>	<p><b>(原子力安全対策課長)</b></p> <p>避難バスの確保についてでございますが、避難用バスにつきましては、平成27年10月、道とバス協会で、原子力災害時の運行ルールなどを定めた「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき確保しまして、住民輸送を行いますとともに、必要に応じて自衛隊や消防などの実動組織による支援を受けて住民輸送を行うこととしております。</p> <p>国の対応方針では、新型コロナウイルス等への感染者は、車両の分離や人と人との距離の確保が進捗状況や、感染者の発生状況などにより、バス等の輸送手段の必要台数は異なるところでございます。</p> <p>道としては、引き続き、バス協会やバス事業者との連携を密にしなが、バスの確保に努めるとともに、必要に応じ、実動組織の支援を受けながら、円滑な住民輸送が実施できるよう、必要な輸送手段の検討や確保に取り組んでまいり考えてございます。</p>
<p><b>5 原発事故時の避難時間シミュレーションについて</b></p> <p>実際には運転手さんの業務命令となるのか、そういうことも含めて、あるいはガソリンの確保。なかなか厳しい状況になると思うのですが、後志道の完成など、交通環境の変化を踏まえ、道は、原発事故時の避難時間シミュレーションの改正に取り組んでいると承知しています。新たに必要なコロナ対応を踏まえたうえでの避難時間に設定しなおすべきと考えますがいかがですか。伺います。</p>	<p><b>(原子力安全対策担当局長)</b></p> <p>避難時間についてでございますが、円滑な住民避難に向けては、近年の自然災害の頻発・多様化といった自然環境の変化や、新たな感染症などの複合的なリスクへの備えはもとより、道路などの社会情勢が逐次変化していることなども踏まえながら、常に新しい環境に対応した取組を進めることが重要であると考えてございます。</p> <p>道といたしましては、これまで避難車両数の増減などを想定した避難時間の推計を行ってきたところでありまして、今後におきましても、情勢の変化に伴う、バスなど避難車両数の増加も想定して推計を行いまして、そうした結果なども踏まえ、防災計画への反映や防災訓練での実践など、引き続き、円滑な住民避難の実現に向けた取組を進めてまいります。</p>
<p><b>6 実効ある避難対策の検討について</b></p> <p>道は今、自然災害時の避難所の感染症対策をまとめたマニュアルの改正を行い、感染症防止策を例示していますが、原発事故と感染防止の両立は極めて難しく、実効ある対策を見いだすことができるのか甚だ不安です。国は、防護措置案を示すだけで、対策は立地県に丸投げする形となっておりますが、本来、原発避難政策は国が責任を持つべきです。責任を持った避難対策を国に求めるべきであります。同時に、道としても、現実的な課題を整理し、国とともに検討を急ぐべきではありませんか。伺います。</p>	<p><b>(危機管理監)</b></p> <p>実効性のある避難対策についてでございますが、原子力災害時には、政府の原子力防災会議で了承されました「泊地域の緊急時対応」に基づきまして、国が、全国規模の実動組織による支援を含め、組織及び機能の全てを挙げて万全の措置を講ずることとされてございます。</p> <p>道といたしましては、避難対策を含めた原子力防災体制の強化について引き続き、国に求めていくことはもとより、被ばくと感染症双方のリスクを回避する措置が確実に行われますよう、国や関係機関とともに協議を行いながら、課題を整理し「地域防災計画」や「泊地域の緊急時対応」につきまして必要な事項を反映してまいりますとともに、感染拡大といった情勢の変化を踏まえながら、実効性ある防災訓練を繰り返し実践するなど、庁内部局間での連携を密にしなが、原子力防災対策の充実強化に取り組んでまいり考えてございます。</p>
<p><b>【指摘】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症に対応した原発事故の対応等についてこれまで伺ってきましたが、被ばくと感染リスクを回避する、これは極めて難しい課題だと思っております。北海道版の避難所マニュアルを踏まえた北海道の防災総合訓練、7月15、16日に実施される予定です。ここでは、新型コロナウイルス等感染対策を講じた避難所の開設、また小樽市も参加することになっていりましたが、今まさに新型コロナウイルス、クラスター対応で参加を中止した。訓練の結果は、感染拡大防止をすることが大事に、課題として優先させるのは当然だと考えますが、実際には自然災害、ここに重なってきたら大変な状況になってきますし、これが原発事故などになったら比ではない大変さ、ということがあって、私は改正マニュアルの実効性にも非常に不安を覚えるものなんです。原発事故対応になりますと、避難バスの確保、交通事情、困難さは比ではありません。原発に依存しないエネルギー対策に切り替えてこそ、道民の安全が守られるのではないかと。そのことを指摘して質問を終わります。</p>	